

税額計算シート

(例)

A 所得金額	1	円	1,800,000円		
所得控除額	2	円	円		
	医療費控除	3-1	円	円	
		3-2	円	円	
	社会保険料控除	4	円	200,000円	
	小規模企業共済等掛金控除	5	円	円	
	生命保険料控除	6	円	70,000円	
	地震保険料控除	7	円	円	
	配偶者控除	8	円	330,000円	
	配偶者特別控除	9	円	円	
	扶養控除	10	円	円	
	障害者控除	11	円	円	
		本人控除	12	円	円
			13	円	円
			14	円	円
	基礎控除	15	330,000円	330,000円	
	B 所得控除額合計	16	円	930,000円	
C 課税総所得金額 (A - B) ※ 1,000円未満の端数切捨て	17	円	870,000円		
算出所得割額 (C × 税率)	D 市民税 (8%)	円	69,600円		
	E 県民税 (2%)	円	17,400円		
税額控除額	調整控除	F 市民税	円	4,000円	
		G 県民税	円	1,000円	
	配当控除 住宅借入金等特別税額控除 寄附金税額控除	H 市民税	円	円	
		I 県民税	円	円	
		J 市民税	円	円	
配当割額控除 株式等譲渡所得割額控除	K 県民税	円	円		
	L 市民税 (D - F - H - J)	円	65,600円		
所得割額 ※ 100円未満の端数切捨て	M 県民税 (E - G - I - K)	円	16,400円		
均等割額	N 市民税	3,900円	3,900円		
	O 県民税	2,300円	2,300円		
年税額	P 市民税 (L + N)	円	69,500円		
	Q 県民税 (M + O)	円	18,700円		
年税額合計 (P + Q)	32	円	88,200円		

令和2年1月発行 神戸市行財政局税務部市民税課 神戸市広報印刷物登録 令和元年度 第482号(広報印刷物規格B-1類)

③課税総所得金額 (税額計算シートの17に計算した結果を記入します)

課税総所得金額は、所得金額から所得控除額合計を引いたものです。

④市民税・県民税算出所得割額 (税額計算シートの18・19の該当箇所に計算した結果を記入します)

市民税・県民税算出所得割額 = 課税総所得金額 × 8% 市民税
2% 県民税

⑤税額控除額 (税額計算シートの20～25の該当箇所に計算した結果を記入します)

(20・21) 調整控除

ア) 合計課税所得金額 (課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額) が200万円以下の人

次の①と②のいずれか小さい額 × 4% 市民税
1% 県民税

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表差額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

イ) 合計課税所得金額が200万円超の人

次の①の金額から②の金額を引いた金額 × 4% 市民税
1% 県民税

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表差額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を引いた金額
※①の金額から②の金額を引いた金額が5万円未満の場合は5万円として計算します。

【所得税との控除差額表】

控除の種類		差額	控除の種類		差額
基礎控除		5万円	扶養控除	一般	5万円
障害者控除	普通	1万円		特定	18万円
	特別	10万円		老人	10万円
	同居特別	22万円		同居老親等	13万円
寡婦控除	一般	1万円	寡夫控除	1万円	
	特別	5万円	勤労学生控除	1万円	

控除の種類	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	5万円	4万円	2万円	
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が38万円超 40万円未満	5万円	4万円	2万円
	配偶者の合計所得金額が40万円以上 45万円未満	3万円	2万円	1万円

(22・23) 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額

区分	課税総所得金額等が 1,000万円以下の部分		課税総所得金額等が 1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%
	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%

⑥市民税・県民税所得割額 (税額計算シートの26・27の該当箇所に計算した結果を記入します)

市民税・県民税所得割額は、市民税・県民税算出所得割額から税額控除額を引いたものです。

⑦市民税・県民税均等割額

【税額】 市民税……3,900円 県民税……2,300円

⑧市民税・県民税年税額 (税額計算シートの30・31の該当箇所に計算した結果を記入します)

市民税・県民税年税額は、市民税・県民税所得割額と市民税・県民税均等割額を足したものです。

(22・23) 住宅借入金等特別税額控除

平成21年～令和3年12月に住宅に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で、所得税から引ききれなかった額がある場合は、市民税・県民税所得割額から次のいずれか少ない金額を控除します。

- 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において引ききれなかった額
- 所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じて得た額 (最高97,500円) ただし、平成26年4月から令和3年12月に入居された人で、特定取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の合計額に7%を乗じて得た額 (最高136,500円)

(22・23) 寄附金税額控除

兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部、都道府県、市町村、特別区、神戸市が条例で指定した団体、兵庫県が条例で指定した団体に対して寄附をした場合、次の計算による額が減額

(寄附金の合計額が2,000円超の場合に限りです)

【控除額の計算方法】 次の①②のいずれか少ない額 × 8% 市民税
2% 県民税

- ①寄附金の合計額 - 2,000円
②総所得金額等 × 30% - 2,000円

※ ふるさと納税

寄附金に、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金が含まれる場合は、前記に加えて次の計算による特別控除額を加算します (調整控除後の所得割額の2割が上限)。

※**総務大臣の指定を受けていない自治体に対する、令和元年6月1日以降に支出した寄附金は対象になりません。**

特別控除額 = (都道府県・市町村・特別区への寄附金額 - 2,000円)

× 下表により求めた割合

【特別控除割合表】

課税総所得金額から所得税との控除差額を引いた金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

(24・25) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

配当または株式等譲渡所得割が特別徴収された場合において、これらの事項に関して申告した場合は、市民税・県民税の所得割から、配当割または株式等譲渡所得割の相当額を控除します。

控除しきれなかった場合は、同一年度分の市民税・県民税均等割に充当し、充当してもなお金額があるときは、当該金額を還付します。

市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5	配当割額又は株式等譲渡所得割額の2/5